



平成25年12月26日

各 位

会社名 株式会社ワイズマン  
代表者名 代表取締役社長 湯澤 一 美  
(JASDAQ・コード 3752)  
問合せ先 取締役管理本部長 餘 目 司  
電話 019-604-0750 (代表)

**定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得等に関する承認決議  
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成25年11月25日付当社プレスリリース「定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」(以下「平成25年11月25日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式(下記「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。)の取得、株券発行に係る定款一部変更、および公告方法変更に係る定款一部変更について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成26年1月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成26年1月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成26年1月29日を基準日と定め、同日の最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式の全部を、平成26年1月30日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき当社A種種類株式(下記「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の①において定義いたします。)を1,710,000分の1株の割合をもって交付する株主の皆様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

**I. 当社完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容**

当社は、平成25年11月25日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更および当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、総称して「本全部取得手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、定款変更案第5条の4に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を1,710,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①および②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を1,710,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、NMホールディングス株式会社（以下「NMホールディングス」といいます。）以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

## II. 当社完全子会社化のための各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更および全部取得条項に係る定款一部変更（本全部取得手続のうち①および②）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち①およびこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本全部取得手続のうち②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案および本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成25年11月25日付当社プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案および本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリース「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力の発生

本全部取得手続のうち①およびこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本全部取得手続のうち②の定款変更の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、平成26年1月30日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得（本全部取得手続のうち③）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成25年11月25日付当社プレスリリース「II. 全部取得条項付普通

株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに本全部取得手続のうち①および②による変更後の当社定款に基づき、取得日（下記（2）をご参照下さい。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 1,710,000 分の 1 株の割合をもって交付するものです。なお、NMホールディングス以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、本全部取得手続のうち②の定款変更の効力発生を条件として、平成 26 年 1 月 30 日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 1,710,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を NMホールディングスに売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、取得日の前日において各株主の皆様が所有する全部取得条項付普通株式の数に 500 円（NMホールディングスが平成 25 年 8 月 9 日から当社普通株式に対して行った公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### Ⅲ. 株券発行に係る定款一部変更の件

1. 承認可決された事項の内容

当社が発行する全部の種類株式に係る株券を発行する旨の定款変更は、本臨時株主総会における第 4 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成 25 年 11 月 25 日付当社プレスリリース「Ⅲ. 株券発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

当該定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本全部取得手続のうち③の効力発生を条件として、平成 26 年 1 月 30 日に発生いたします。

### Ⅳ. 公告方法変更に係る定款一部変更の件

1. 承認可決された事項の内容

当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める定款変更は、本臨時株主総会における第5号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成25年11月25日付当社プレスリリース「IV. 公告方法変更に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

当該定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。

V. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会および本種類株主総会開催日	平成25年12月26日(木)
種類株式発行に係る定款一部変更（本全部取得手続のうち①）の効力発生日	平成25年12月26日(木)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成25年12月26日(木)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付（本全部取得手続のうち③）に係る基準日設定公告	平成26年1月8日(水)
当社普通株式の売買最終日	平成26年1月24日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成26年1月27日(月)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付（本全部取得手続のうち③）に係る基準日	平成26年1月29日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更（本全部取得手続のうち②）の効力発生日	平成26年1月30日(木)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付（本全部取得手続のうち③）の効力発生日	平成26年1月30日(木)

以上